令和４年度

水 質 測 定 結 果

（公共用水域及び地下水）

沖 縄 県 環 境 部

目　　次

Ⅰ　公共用水域

１　水質測定の目的　・・・・・・・・・・・・・・1
２　測定期間
３　測定水域及び測定地点数
４　測定項目
５　測定方法
６　測定機関
７　測定地点及び測定回数　・・・・・・・・・・・・・・3
８　測定結果の評価方法　・・・・・・・・・・・・・・14
○水質汚濁に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・16
（１）人の健康の保護に関する環境基準（告示別表１）
（２）生活環境の保全に関する環境基準（告示別表２）
○水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況　・・・・・・・・・・・・・・19
９　測定結果の概要
河川：水質の環境基準の達成状況（BOD75%値）　・・・・・・・・・・・・・・25
海域：水質の環境基準の達成状況（COD75%値）　・・・・・・・・・・・・・・26
１０　水質測定結果総括表
（１）健康項目及び全亜鉛＜河川＞　・・・・・・・・・・・・・・28
（２）健康項目及び全亜鉛＜海域＞　・・・・・・・・・・・・・・33
（３）生活環境項目＜河川＞　・・・・・・・・・・・・・・35
（４）生活環境項目＜海域＞　・・・・・・・・・・・・・・37
（５）生活環境項目＜全窒素・全燐＞　・・・・・・・・・・・・・・39
１１　測定地点別水質の経年変化
（１）河川＜BOD＞　・・・・・・・・・・・・・・41
（２）海域＜COD＞　・・・・・・・・・・・・・・45
１２　底質測定結果表　・・・・・・・・・・・・・・50

Ⅱ　地下水

１　水質測定の目的　・・・・・・・・・・・・・・52
２　調査区分
３　調査期間
４　測定項目
５　測定結果の評価方法
６　測定機関
７　調査結果の概要
（１）概況調査
（２）継続調査
○地下水の水質汚濁に係る環境基準　・・・・・・・・・・・・・・54
８　地下水質測定結果
（１）概況調査　・・・・・・・・・・・・・・55
（２）継続監視調査　・・・・・・・・・・・・・・56
○測定地点概要図　・・・・・・・・・・・・・・57

Ⅰ　公　共　用　水　域

Ⅰ　公共用水域

1　水質測定の目的

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 15 条の規定に基づいて、県内公共用水域の水質汚濁状況の 常時監視を目的とする。

2　測定期間　：　令和４年４月～令和５年３月

3　測定水域及び測定地点数

（1）測定水域

【河川】

比謝川、国場川、満名川、福地川、漢那川、羽地大川、我部祖河川、新川川、安波川
普久川、汀間川、天願川、久茂地川、安里川、饒波川、安謝川、報得川、牧港川
辺野喜川、源河川、平南川、大保川、宮良川、名蔵川、雄樋川、億首川※
※億首川は類型未指定

【海域】

中城湾、与勝海域、金武湾、那覇港海域、名護湾、平良港、石垣港、川平湾、
羽地内海、糸満海域、恩納海域、与那覇湾※、 伊佐海域※
※与那覇湾 ・ 伊佐海域は類型未指定

（2）測定地点数

	健康項目	生活環境項目	底質項目
河川数（地点数）	26（49）	26（65）	17（17）
海域数（地点数）	13（14）	13（54）	9（9）
合計（総地点数）	39（63）	39（119）	26（26）

4　測定項目

（1）人の健康の保護に関する項目（健康項目）　27 項目

カドミウム、全シア ン、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ 、ジクロロメタン 、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタ ン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、 １，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 １，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、 1,4-ジオキサン

（２）生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）　10 項目

水素イオン濃度（pH)、溶存酸素量（DO)、生物化学的酸素要求量（BOD)、
化学的酸素要求量（COD)、浮遊物質量（ＳＳ)、n－ヘキサン抽出物質（油分等)、
大腸菌数、全窒素、全燐、全亜鉛

（３）底質項目　11 項目

乾燥減量、強熱減量、ＣＯＤ、カドミウム、鉛、砒素、総水銀、アルキル水銀、
ＰＣＢ、シアン、六価クロム（シアンと六価クロムは隔年交代で測定する。
令和４年度は六価クロム）

５　測定方法

水質については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）に定められた測定方法による。

底質については、底質調査方法（昭和 63 年 9 月 8 日環水管第 127 号）による。

６　測定機関　：　沖縄県、那覇市、沖縄総合事務局

7 測定地点及び測定回数

(1)河川

河川名	水域名	地点統一番号	県地点番号	地点名	類型	測定回数(回/年)					
						生活環境項目			健康項目		底質項目
						pH,DO,BOD,SS大腸菌数	COD	全亜鉛	25項目	F・B	
比謝川	比謝川(1)	47-001-51	1	長田川取水ポンプ場	(B)	6					
		47-001-01	2	比謝川取水ポンプ場	B	6			1	1	1
		47-001-52	162	ダクジャク川下流	(B)	1			1	1	
	比謝川(3)	47-003-01	4	与那原川合流点	C	6			1	1	
		47-201-02	5	内喜納橋	—	0					
		47-003-55	6-イ	福地橋	(C)	0					
		47-003-54	6-ロ	知花橋(旧称:知花城跡下)	(C)	0					
		47-003-56	6-ハ	かやま橋	(C)	0					
国場川	国場川(1)	47-004-01	7-ロ	那覇大橋	C	6			1		1※(1)
	国場川(2)	47-005-01	8	真玉橋	E	6			1		0※(1)
		47-005-51	9	一日橋	(E)	1				1	
		47-005-52	10	琉糖橋(旧称:翔南製糖前)	(E)	6					
満名川	満名川(1)	47-006-01	25	渡久地橋	A	6			1		0※(2)
	満名川(2)	47-007-01	26	伊野波川合流点	A	6			1	1	
		47-007-51	27	並里橋(旧称:山川酒屋前)	(A)	0					
福地川	未指定	47-204-01	28	水位計設置点	—	0					
	福地川	47-008-01	29	福地ダム	A	6	6		1	1	1
漢那川	漢那川	47-011-01	43	漢那ダム	A	6	6		1	1	1
	未指定	47-210-01	44	西福橋	—	0					
羽地大川	未指定	47-207-01	45	河口から上流300m	—	0					
	羽地大川	47-012-01	46	名護市取水点	A	6			1	1	
		47-012-51	46-イ	羽地ダム	(A)	6	6		1	1	1
我部祖河川	我部祖河川(2)	47-014-01	47-イ	奈佐田川合流点から上流100m	A	12			1		1
		47-206-03	47-ロ	呉我橋	—	0					
	我部祖河川(3)	47-015-01	48	奈佐田川合流点から支川上流100m	A	12			1	1	
	我部祖河川(2)	47-014-51	49	世利田橋(旧称:深田川合流点)	(A)	12				1	
	我部祖河川(3)	47-208-02	50	渡名喜橋(旧称:深田川合流点から支川上流100m)	—	6					
	我部祖河川(1)	47-013-01	51	石橋(山田橋)	A	12			1	1	
新川川	新川川(1)	47-016-01	52	下流の高江橋	A	6			1	1	
	新川川(2)	47-017-01	53	新川ダム	A	6	6		1	1	1
安波川	安波川(1)	47-018-01	54	安波大橋	A	6			1	1	
	安波川(2)	47-019-01	55-イ	長福地橋(旧称:安波小中高後方)	A	6					
		47-019-52	55-ロ	安波ダム	(A)	6	6		1	1	1
普久川	普久川(1)	47-020-01	56	御拝橋	A	6			1	1	
	普久川(2)	47-021-01	57-イ	御拝橋上流420mの沢	A	6					
		47-021-52	57-ロ	普久川ダム	(A)	6	6		1	1	1
汀間川	汀間川(1)	47-022-01	58	嘉手苅橋から上流200m	A	6			1		
		47-209-01	59	志根垣川	—	0					
	汀間川(2)	47-023-01	60	三原橋(旧称:三原小中学校前堰堤上流50mの橋)	A	6			1	1	
天願川	天願川(1)	47-009-01	73	河口(港原橋)	B	12			1		1
		47-203-01	74	合流点からヌーリ川100m(ソーガー橋)	—	6					
		47-009-51	75-ロ	天願橋	(B)	6				1	
	天願川(2)	47-010-51	76-ロ	川崎川取水ポンプ場	(B)	6					
		47-010-01	77	合流点下流100m(御山ぬ橋)	B	12			1	1	
		47-010-55	78-イ	ルーシー河橋	(B)	0					
		47-010-52	78-ロ	しむら橋	(B)	6					
		47-205-02	79	米原橋	—	6					
		47-010-54	80	復興橋	(B)	6					

河川名	水域名	地点統一番号	県地点番号	地点名	類型	測定回数(回/年)					
						生活環境項目			健康項目		底質項目
						pH,DO,BOD,SS大腸菌数	COD	全亜鉛	25項目	F・B	
久茂地川	久茂地川	47-024-01	81	泉崎橋	C	6			1		0※(3)
		47-024-51	82	久茂地橋	(C)	0					
		47-024-52	83	四条橋	(C)	0				1	
安里川	安里川	47-025-51	84	中之橋	(D)	0					
		47-025-01	85	安里新橋	D	6			1		1※(3)
		47-025-52	86	大道練兵橋	(D)	1				1	
		47-025-53	87	寒川橋	(D)	0					
		47-025-54	88	宝口樋川下流10m(旧称:儀保橋)	(D)	4					
饒波川	饒波川	47-030-01	89	石火矢橋	D	6			1		0※(1)
		47-030-51	90	高安橋	(D)	1				1	
		47-030-52	91	友寄橋	(D)	0					
安謝川	安謝川	47-026-01	92	安謝橋	C	6			1		0※(3)
		47-026-51	93	宇久増橋	(C)	1				1	
		47-026-52	94	末吉新橋	(C)	0					
		47-026-53	95	昭和橋	(C)	0					
報得川	報得川	47-027-51	96	川尻橋	(E)	6					1※(5)
		47-027-01	97	水位計設置点	E	6			1	1	
		47-027-52	98	西原川合流点	(E)	6					
牧港川	牧港川	47-028-51	99	国道58号線から下流150m	(C)	0					0※(5)
		47-028-01	100	境橋上流50m	C	6		1	1	1	
		47-028-52	101	勢理橋	(C)	6					
		47-028-02	102	大謝名橋上流200m	C	6			1	1	
		47-028-53	103	真栄原橋	(C)	6					
辺野喜川	辺野喜川	47-029-01	113	辺野喜橋	A	6			1	1	
		47-029-51	114	水位計設置点	(A)	0					
		47-029-53	115	ダム中央	(A)	6	6		1	1	1
源河川	源河川	47-031-51	123	走川橋	(A)	0					0※(2)
		47-031-52	124	合流点手前	(A)	0					
		47-031-53	125	おおせ橋	(A)	0					
		47-031-01	126	取水場	A	6			1	1	
平南川	平南川	47-032-01	127	アザカ橋下流30m	A	6			1	1	1※(2)
		47-032-51	128	水源地下流200m	(A)	4					
大保川	大保川	47-033-01	129	田港橋	A	6			1	1	0※(2)
		47-033-51	130	大工又橋	(A)	6					
		47-033-52	161	大保ダム	(A)	12	12		2	2	1
宮良川	宮良川	47-034-51	131	宮良橋	(A)	0					0※(4)
		47-034-01	132	平喜名橋	A	6			1	1	
		47-034-52	133	山田橋	(A)	0					
		47-034-53	134	振興橋	(A)	0					
名蔵川	名蔵川	47-035-51	135	名蔵大橋	(A)	0					1※(4)
		47-035-01	136	石糖取水場前	A	6			1	1	
雄樋川	雄樋川	47-036-51	137	堀川橋	(D)	0					
		47-036-01	138	前川(前川橋)	D	6			1	1	0※(5)
		47-036-02	139	石川橋	D	6		1	1	1	
億首川	億首川	47-211-01	163	金武ダム	-	6	6		2	2	1
26河川(93地点)						403	60	2	44	41	17

注：1「地点統一番号」:全国統一の地点番号。「県地点番号」:県独自の地点番号。

2「類型」の欄の"( )"が付いていないものは環境基準点で、"( )"付きは補助測定点を表す。

3「健康項目」の略号は次のとおり。 25項目:ふっ素、ほう素を除く人の健康の保護に関する項目であるカドミウム他24項目。F:ふっ素。B:ほう素。

4 福地ダム、漢那ダム、羽地ダム、新川ダム、安波ダム、普久川ダム、辺野喜ダムではCODも測定。

※(1)国場川7-ロ、8及び饒波川89の底質:ローリング方式で実施 (R4年度)国場川7-ロ(那覇大橋)

※(2)満名川25、源河川123、平南川127、大保川129の底質:ローリング方式で実施 (R4年度)平南川 127(アザカ橋下流30m)

※(3)久茂地川81、安里川85及び安謝川92の底質:ローリング方式で実施 (R4年度)安里川85(安里新橋)

※(4)宮良川131及び名蔵川135の底質:ローリング方式で実施 (R4年度)名蔵川 135(名蔵大橋)

※(5)報得川96及び雄樋川138の底質:ローリング方式で実施 (R4年度)報得川 96(川尻橋)

（2）海域

海域名	水域名	地点統一番号	県地点番号	地点名	類型	測定回数（回/年）					
						生活環境項目			健康項目	底質項目	底層DO
						pH,DO,COD,油分等,大腸菌数	N・P	全亜鉛			
中城湾	中城湾	47-601-51	11-イ	兼久地先	(A)	4					
		47-601-01	11-ロ	当添海岸	A	6	2※(6)				2※(6)
		47-601-59	12-イ	与那原海岸	(A)	4					
		47-601-52	12-ロ	湾内1	(A)	4		1			
		47-601-02	13	湾内2	A	6	0※(6)	1	1	1	0※(6)
		47-601-57	14	泡瀬地先	(A)	4					
		47-601-03	15	湾内3	A	6	0※(6)				0※(6)
与勝海域	与勝海域	47-602-01	16	埋立地西海岸	A	6			1	1※(7)	2
		47-602-54	17	伊計島西海域	(A)	0					
		47-602-53	18	伊計島東海域	(A)	0					
		47-602-52	19-イ	宮城島東海域	(A)	4					
		47-602-55	19-ロ	浜比嘉島西海域	(A)	0					
金武湾	金武湾	47-603-58	20-イ	海中道路西海域	(A)	6	6				
		47-603-01	20-ニ	天願川河口地先	A	6	6	1	1	0※(7)	2※(8)
		47-603-02	21-ロ	石川ビーチ沖	A	6	6	1		0※(7)	0※(8)
		47-603-54	22	伊芸海岸	(A)	6	6				
		47-603-56	23	湾中央部	(A)	6	6				
		47-603-03	24	湾口中央	A	6	6				0※(8)
那覇港海域	那覇港海域	47-604-01	31	那覇港沖	A	6	2※(9)				2※(11)
		47-604-54	32-イ	那覇港入口	(A)	6	0※(9)				
		47-604-02	33	那覇港内	A	12	0※(9)	1	1	1※(10)	0※(11)
		47-604-03	34	那覇新港入口	A	12	0※(9)			0※(10)	0※(11)
		47-604-04	35	泊港内	A	12	0※(9)				0※(11)
		47-604-05	36	自謝加瀬東	A	6	0※(9)				0※(11)
		47-701-04	38	安謝川河口沖	—	6	0※(9)				
名護湾	名護湾	47-605-51	39	部瀬名岬	(A)	0					
		47-605-01	40	名護海岸	A	6	2※(12)		1	1	2※(13)
		47-605-02	41	湾内	A	6					0※(13)
		47-605-03	42	部間海岸	A	6	0※(12)				
平良港	平良港	47-606-51	61-イ	大浦地先	(A)	0					
		47-606-52	61-ロ	下川地先	(A)	0					
		47-606-01	62-ハ	第3埠頭北端から北へ300m	A	6			1	1※(14)	2
		47-606-55	63	ﾊﾟｲﾅｶﾞﾏ海水浴場前海域	(A)	0					
与那覇湾	与那覇湾	47-702-01	64	松原地先	—	6	6				
		47-702-02	65-イ	沖縄製糖旧さん橋北端	—	6	6		1	0※(14)	
		47-702-03	65-ロ	与那覇地先	—	6	6				
石垣港	石垣港	47-607-51	66	真栄里海岸	(A)	4					
		47-607-52	67	ﾎｰﾊﾞｰｸﾗﾌﾄのりば跡	(A)	0					
		47-607-03	68-ロ	浜崎地区南西端から北西へ400m	A	6			1	1※(15)	2
		47-607-54	69-ロ	石垣新川川河口	(A)	4					
		47-607-55	69-ハ	児童公園前	(A)	4					

海域名	水域名	地点統一番号	県地点番号	地点名	類型	測定回数(回/年)					
						生活環境項目			健康項目	底質項目	底層DO
						pH,DO,COD,油分等,大腸菌数	N・P	全亜鉛			
川平湾	川平湾	47-608-51	70	湾口	(A)	0					
		47-608-01	71	小島南先端と双葉地先を結ぶ線上の中心点	A	6	2		1		2
		47-608-52	72	湾奥	(A)	0				0※(15)	
羽地内海	羽地内海(1)	47-609-01	104	仲尾次漁港西埠頭から北西100m	B	6	6			1※(16)	2※(17)
		47-609-02	106	呉我船揚場から北400m	B	6	6		1	0※(16)	0※(17)
	羽地内海(2)	47-610-01	108	羽地内海中央	A	6	6		1		0※(17)
		47-610-51	109	屋我地大橋	(A)	4	4				
		47-610-52	110	佐我屋島東	(A)	4	4				
		47-610-02	111	内海北水路南端	A	6	6				0※(17)
		47-610-53	112	運天港	(A)	4	4				
糸満海域	糸満海域	47-611-51	116	北名城	(A)	4					
		47-611-01	117	糸満漁港	A	6			1	1	2※(18)
		47-611-52	118	潮平地先	(A)	4					
		47-611-02	120	糸満漁港沖	A	6					0※(18)
		47-611-03	121	岡波岩東	A	6					0※(18)
		47-611-55	122	糸満漁港南	(A)	0					
恩納海域	恩納海域	47-612-01	140	伊武部海岸地先	A	6				0※(19)	2※(20)
		47-612-51	141	安富祖海岸地先	(A)	0					
		47-612-02	142	恩納漁港地先	A	6			1	0※(19)	0※(20)
		47-612-52	143	屋嘉田海岸地先	(A)	0					
		47-612-53	144	谷茶地先	(A)	0					
		47-612-03	145	冨着海岸地先	A	6				0※(19)	0※(20)
		47-612-54	146	仲泊海岸地先	(A)	0					
		47-612-04	147	長浜海岸地先	A	6				1※(19)	0※(20)
伊佐海域	伊佐海域	47-704-01	151	残波岬南	—	0					
		47-704-02	152	比謝川河口北	—	0					
		47-704-03	153	比謝川河口南	—	0					
		47-704-04	154	水釜地先	—	0					
		47-704-05	155	砂辺地先	—	0					
		47-704-06	156	白比川地先	—	0					
		47-704-07	157	大山地先	—	2					
		47-704-08	158	沖電地先	—	2					
		47-704-09	159	港川地先	—	2					
		47-704-10	160	ｷｬﾝﾌﾟｷﾝｻﾞｰ地先	—	2			1		
13海域(75地点)						300	98	5	14	9	22

注：1「地点統一番号」:全国統一の地点番号。「県地点番号」:県独自の地点番号。

2「類型」の欄の"( )"が付いていないものは環境基準点で、"( )"付きは補助測定点を表す。

3 N:全窒素。P:全燐。 健康項目:人の健康の保護に関する項目であるカドミウム等26項目。

※(6)中城湾11-ロ、13及び15のN・P及び底層DO:ローリング方式で実施 (R4年度)中城湾11-ロ(当添海岸)

※(7)与勝海域16、金武湾の20-ニ及び21-ロの底質:ローリング方式で実施 (R4年度)与勝海域 16(埋立地西海岸)

※(8)金武湾20-ニ、21-ロ、及び24のN・P:ローリング方式で実施 (R4年度)金武湾20-ニ(天願川河口地先)

※(9)那覇港海域31、32-イ、33、34、35、36及び38のN・P:ローリング方式で実施 (R4年度)那覇港海域(那覇港沖)

※(10)那覇港海域33及び34の底質:ローリング方式で実施 (R4年度)那覇港海域 33(那覇港内)

※(11)那覇港海域31、33、34、35及び36の底層DO:ローリング方式で実施 (R4年度)那覇港海域(那覇港沖)

※(12)名護湾40及び42のN・P:ローリング方式で実施 (R4年度)名護湾40(名護海岸)

※(13)名護湾40及び41の底層DO:ローリング方式で実施 (R4年度)名護湾41(名護海岸)

※(14)平良港62-ハ及び与那覇湾65-イの底質:ローリング方式で実施 (R4年度)平良港62-ハ(第3埠頭北端から北へ300m)

※(15)石垣港68-ロ及び川平湾72の底質:ローリング方式で実施 (R4年度)石垣港68-ロ(浜崎地区南西端から北西へ400m)

※(16)羽地内海(1)104及び106の底質:ローリング方式で実施 (R4年度)羽地内海(1) 104(仲尾次漁港西埠頭から北西100m)

※(17)羽地内海104、106、108及び111の底層DO:ローリング方式で実施 (R4年度)羽地内海104(仲尾次漁港西埠頭から北西105m)

※(18)糸満海域117、120及び121の底層DO:ローリング方式で実施 (R4年度)糸満海域117 (糸満漁港)

※(19)恩納海域140、142、145、147の4地点の底質:4年間で一巡のローリング方式で実施 (R4年度)恩納海域 147(長浜海岸地先)

※(20)恩納海域140、142、145及び147の底層DO:ローリング方式で実施 (R4年度)恩納海域140 (伊武部海岸地先)

公共用水域採水地点図

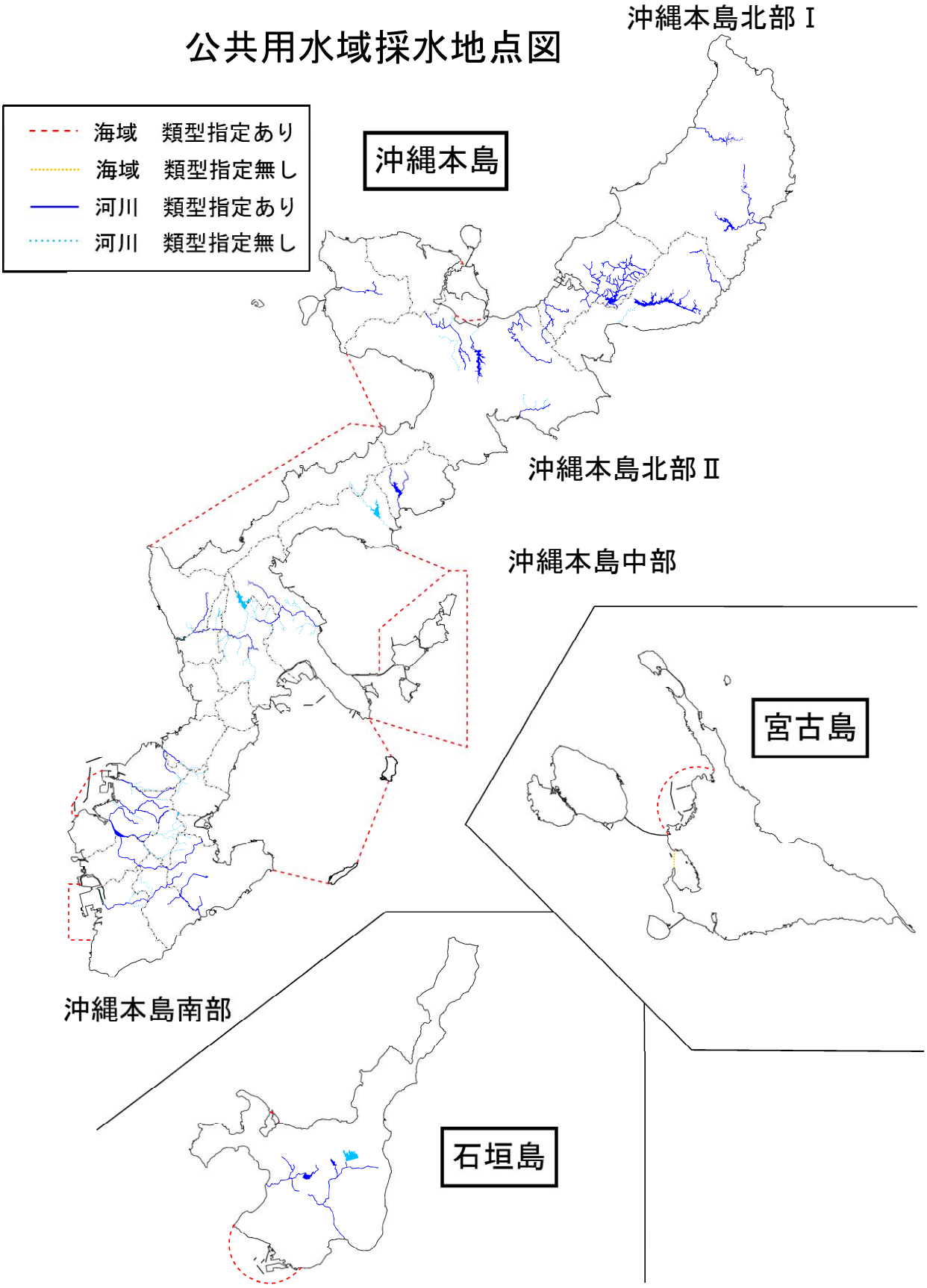
海域　類型指定あり
海域　類型指定無し
河川　類型指定あり
河川　類型指定無し
沖縄本島
沖縄本島北部Ⅰ
沖縄本島北部Ⅱ
沖縄本島中部
沖縄本島南部
宮古島
石垣島

〈公共用水域採水地点図〉

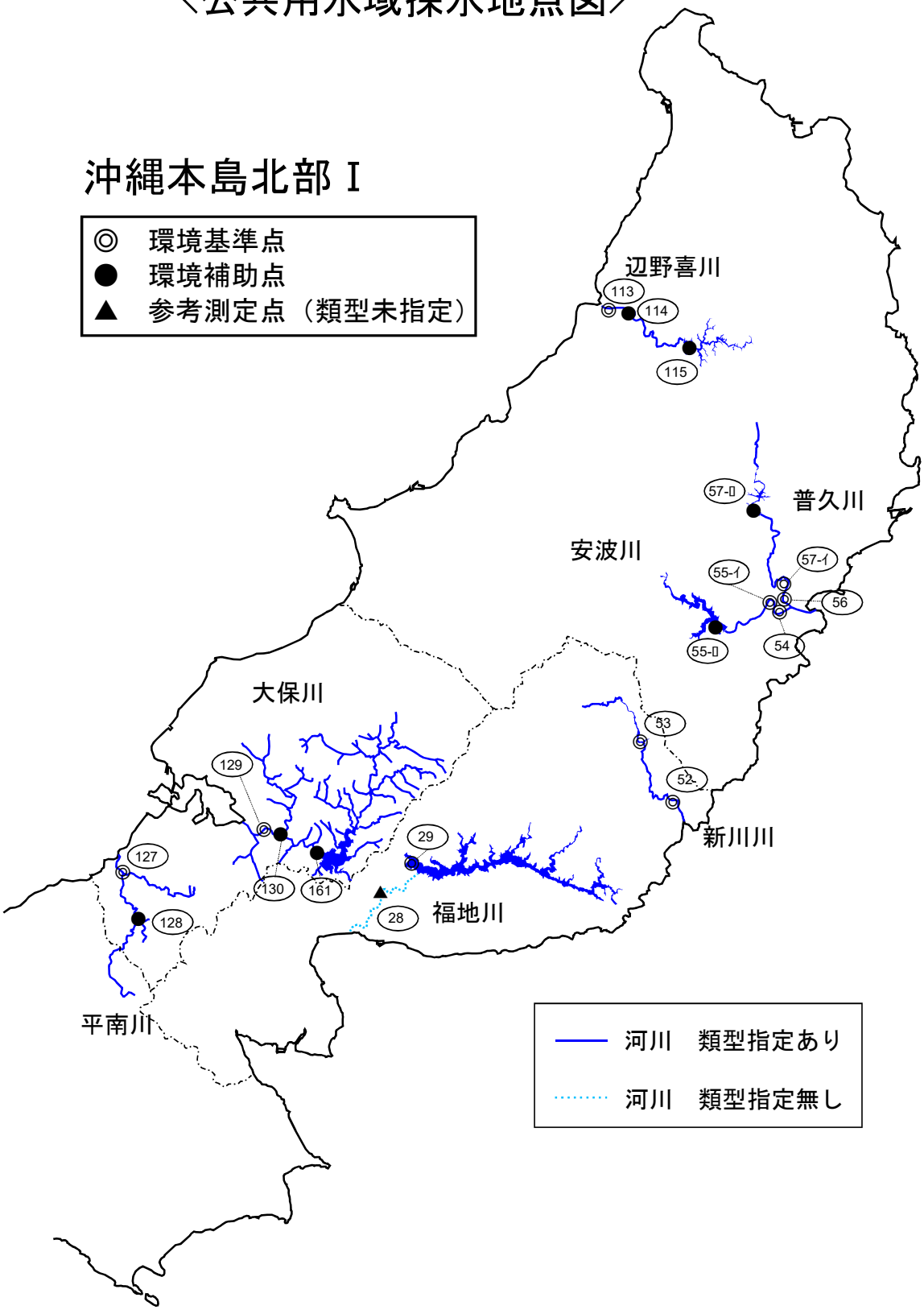
沖縄本島北部Ⅰ
◎ 環境基準点
● 環境補助点
▲ 参考測定点（類型未指定）
辺野喜川
113
114
115
普久川
57-ロ
57-イ
安波川
55-イ
56
55-ロ
54
大保川
53
52
新川川
129
127
29
130
161
福地川
28
128
平南川
河川　類型指定あり
河川　類型指定無し

沖縄本島北部Ⅱ

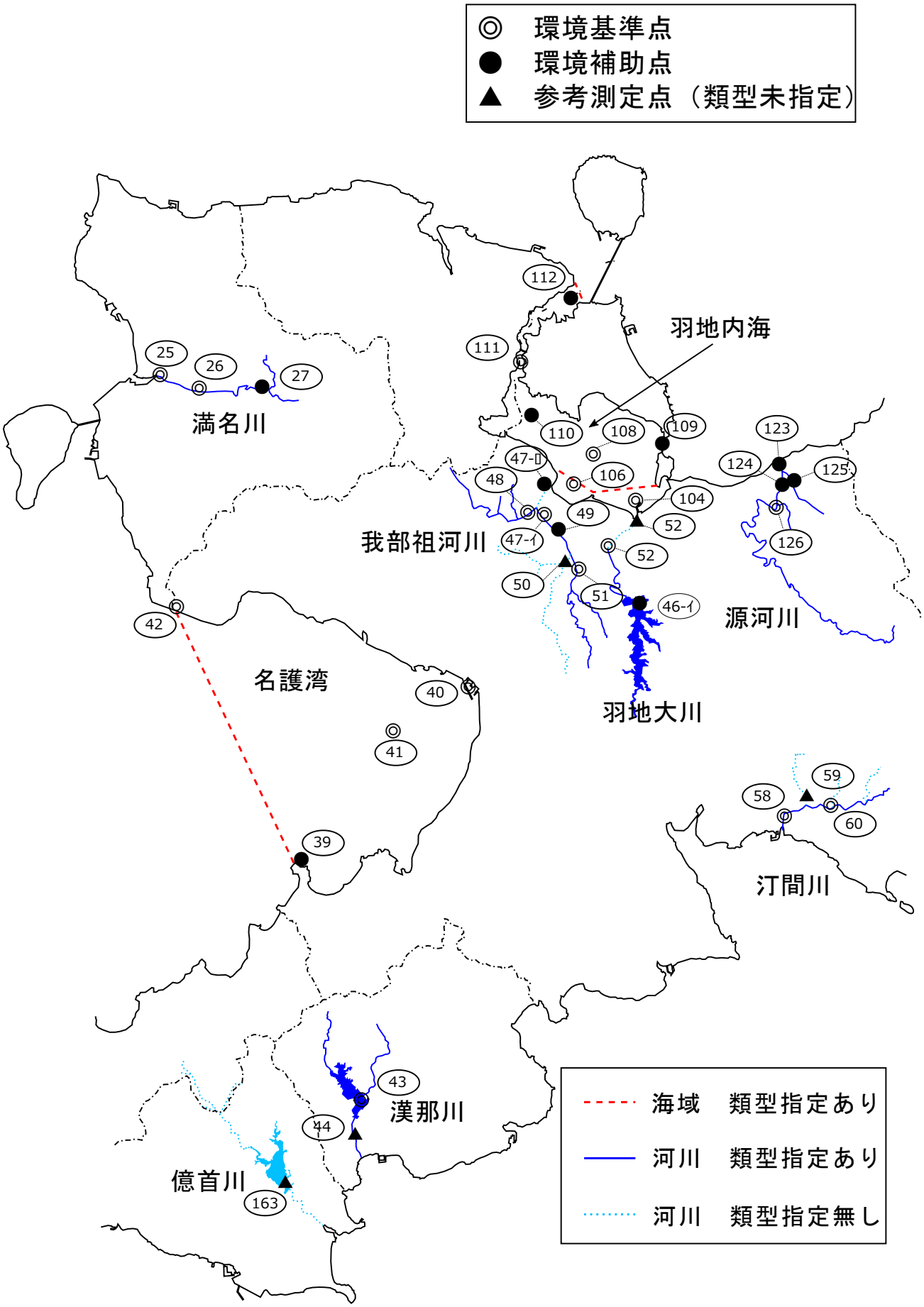
◎ 環境基準点
● 環境補助点
▲ 参考測定点（類型未指定）
羽地内海
満名川
我部祖河川
源河川
羽地大川
名護湾
汀間川
漢那川
億首川
海域　類型指定あり
河川　類型指定あり
河川　類型指定無し

沖縄本島中部

◎　環境基準点
●　環境補助点
▲　参考測定点（類型未指定）

海域　類型指定あり
河川　類型指定あり
河川　類型指定無し

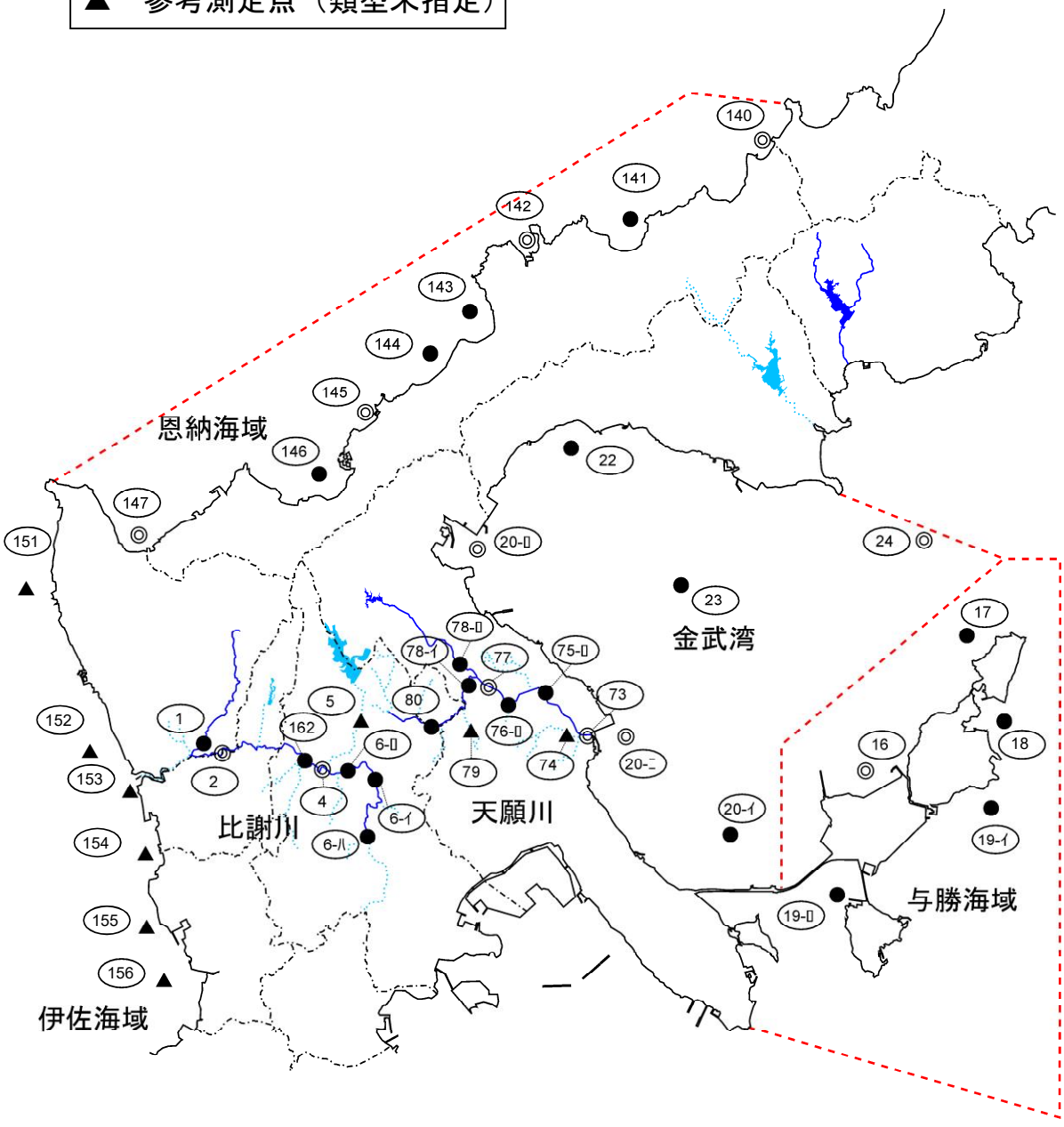

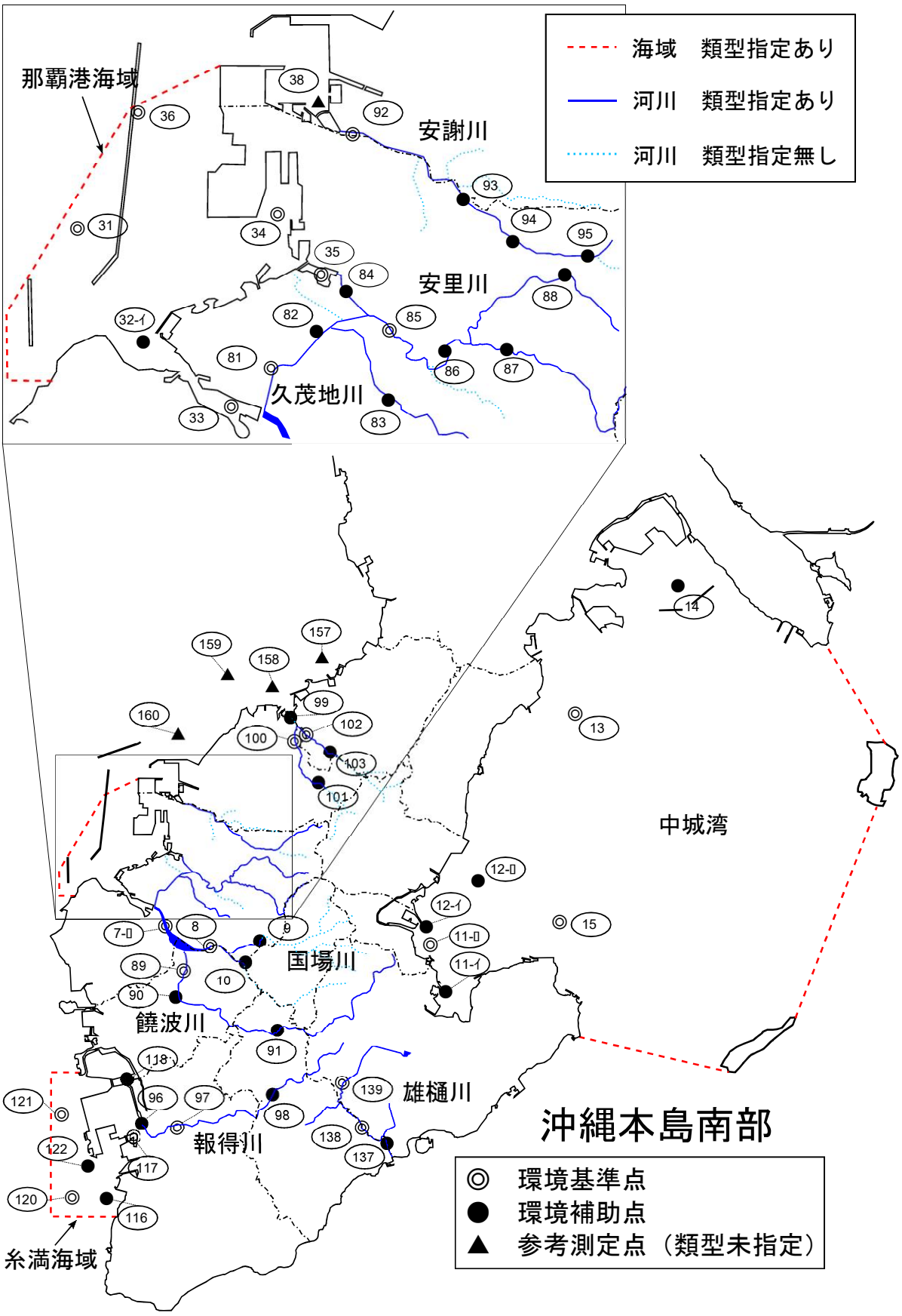
海域　類型指定あり
河川　類型指定あり
河川　類型指定無し
那覇港海域
安謝川
安里川
久茂地川
国場川
饒波川
報得川
雄樋川
糸満海域
中城湾
沖縄本島南部
◎　環境基準点
●　環境補助点
▲　参考測定点（類型未指定）

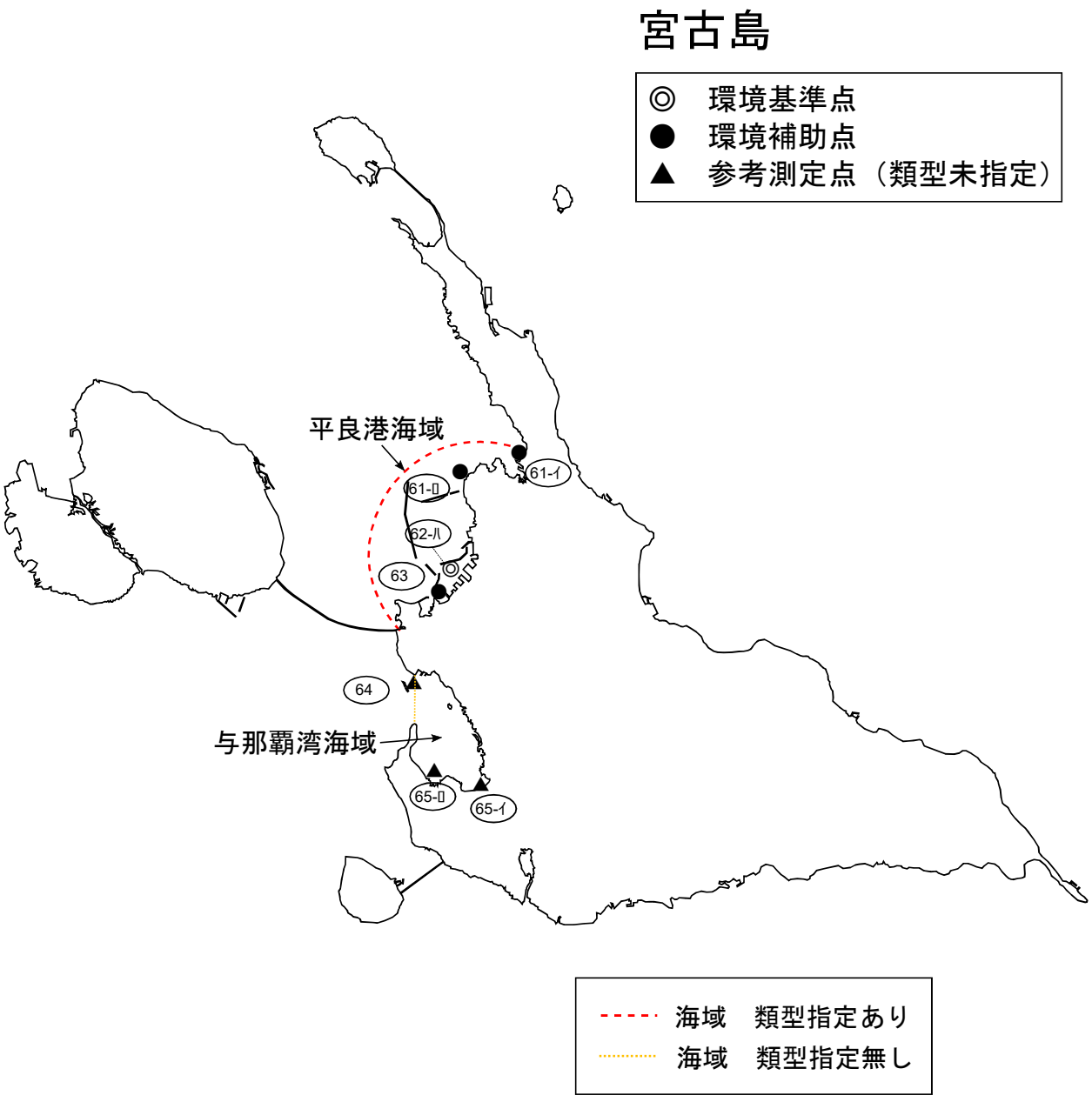
宮古島
◎ 環境基準点
● 環境補助点
▲ 参考測定点（類型未指定）
平良港海域
61-イ
61-ロ
62-ハ
63
64
与那覇湾海域
65-ロ
65-イ
海域　類型指定あり
海域　類型指定無し

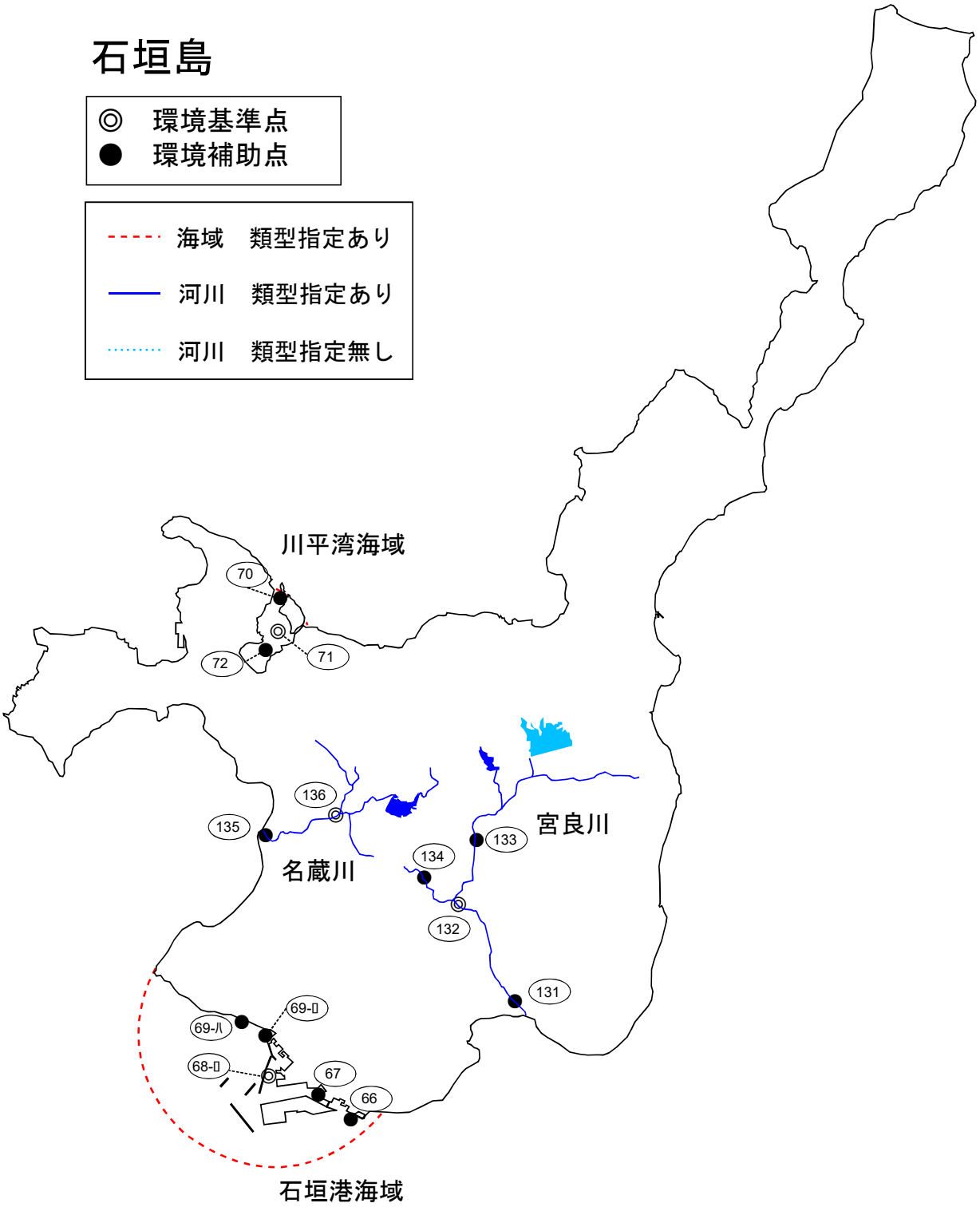
石垣島
◎ 環境基準点
● 環境補助点
海域 類型指定あり
河川 類型指定あり
河川 類型指定無し
川平湾海域
70
71
72
136
135
名蔵川
宮良川
133
134
132
131
69-ロ
69-ハ
68-ロ
67
66
石垣港海域

８　測定結果の評価方法

水質測定結果の評価については、昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」（以下「告示」という。）により、以下のとおり行うものとする。

（１）健康項目の環境基準達成状況の評価について

健康項目に係る環境基準は、平成 26 年 11 月 17 日付け環境省告示第 126 号により改正され、告示別表１のとおり、カドミウム等 27 項目について定められている。環境基準の達成状況の評価については、全シアンを除き、同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値（年間平均値）により評価する。（全シアンについては、同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。）

また、アルキル水銀及びＰＣＢについては、「検出されないこと。」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成と判断する。

海水が要因であると思われるものについては、環境省通達【環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について】（公布日：令和３年 10 月７日環水大水発第 2110073 号、環水大土発第 2110073 号）の「第２　水質汚濁防止法関係」の「１．常時監視（法第 15 条関係）」の「（３）測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合」の「１）」の「⑤自然的原因による検出値の評価」の項に基づき、評価する。

（２）生活環境項目の環境基準達成状況の評価について

１）生活環境項目に係る環境基準について（告示別表２参照）

本県においては、昭和 49 年３月の比謝川及び国場川の指定を始めとして平成 16 年度までに 25 河川 35 水域、11 海域 12 水域について類型指定を行っており、各類型に応じた基準値 によって評価を行う。

２）ＢＯＤ又はＣＯＤに係る環境基準達成状況の評価について

①環境基準が達成されているか否かの判断は、当該水域の水質を代表する環境基準点における測定値による。

②年間の日間平均値の全データのうち、75%以上のデータが基準値を満足している事を環境基準が達成されたとし、その判断を行う値をＢＯＤ（ＣＯＤ）75%値という。

※75%値とは年間の日間平均値の全データを、その小さいものから順に並べて 0.75×n 番目（n は日間平均値のデータ総数）のデータ値のこと。この値を評価の判断に用いる。

・・・・ 下記の【参考例】を参照。

③１水域において複数の環境基準点を有する場合、全ての環境基準点において基準が達成されている場合のみを達成水域とする。

【参考例】ＢＯＤ（ＣＯＤ） 75%値について

●ある河川（Ｂ 類型 ： 3.0mg/L）で年間 12 回測定する場合、 12×75 %＝9.0 → 小さい値から数えて 9 番目の値が 75%値となります。

ある河川（Ｂ 類型：3.0mg/L）の BOD 値(mg/L)が下記の結果の場合･･･

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
3.9	3	1.5	6.1	2.4	2	5.8	1.9	1.8	3.4	5.2	2.8

小さい順に並び替え ⇩

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
６月	12月	11月	９月	8月	３月	５月	１月	４月	２月	10月	７月	75%値
1.5	1.8	1.9	2	2.4	2.8	3	3.4	3.9	5.2	5.8	6.1	3.9

→ 75 %値の 3.9mg/L が基準値 3.0mg/L を超えているので、基準超過と判断します。

○水質汚濁に係る環境基準

（１）人の健康の保護に関する環境基準（告示別表１）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02mg/L以下	規格65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。） 1　規格65.2.1に定める方法による場合原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2　規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合（規格65．の備考11のb）による場合に限る。）試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg／L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120％であることを確認すること。 3　規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170－7の7のa）又はb）に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと	告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170－6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	告示付表8に掲げる方法

備考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（２）生活環境の保全に関する環境基準（告示別表２）

１　河川

ア

項目／類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級・自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	１mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100ml以下
A	水道２級・水産１級・水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	２mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下
B	水道３級・水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	３mg/L以下	25mg/L以下	５mg/L以上	1,000CFU/100ml以下
C	水産３級・工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	５mg/L以下	50mg/L以下	５mg/L以上	－
D	工業用水２級・農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	８mg/L以下	100mg/L以下	２mg/L以上	－
E	工業用水３級・環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg/L以上	－
測定方法		規格１２．１に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格２１に定める方法	付表９に掲げる方法	規格３２に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表１０に掲げる方法

備考

１　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、９０％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の０．９×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（０．９×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

２　農業用利水点については、水素イオン濃度６．０以上７．５以下、溶存酸素量５㎎／１以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

３　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

４　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数１００ＣＦＵ／１００ｍｌ以下とする。

５　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

６　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Ｃｏｌｏｎｙ　Ｆｏｒｍｉｎｇ　Ｕｎｉｔ））／１００ｍｌとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）１　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

２　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

３　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等、β―中腐水性水域の水産生物用

４　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの

５　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適用性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03㎎/Ｌ以下	0.001㎎/Ｌ以下	0.03㎎/Ｌ以下
生物特A	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03㎎/Ｌ以下	0.0006㎎/Ｌ以下	0.02㎎/Ｌ以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03㎎/Ｌ以下	0.002㎎/Ｌ以下	0.05㎎/Ｌ以下
生物特B	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03㎎/Ｌ以下	0.002㎎/Ｌ以下	0.04㎎/Ｌ以下
測定方法		規格５３に定める方法	付表１１に掲げる方法	付表１２に掲げる方法

備考

１　基準値は、年間平均値とする。

2　海域

ア

項目／類型	利用目的の適用性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（BOD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級・水浴・自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100ml以下	検出されないこと
B	水産２級・工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	－	－
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法（ただし、Ｂ類型の工業用水及び水産２級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	付表14に掲げる方法

備考

1　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数２０ＣＦＵ／１００ｍｌ以下とする。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適用性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産１種・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産３種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法

備考

1　基準値は、年間平均値とする
2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　水産２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目／類型	利用目的の適用性	基準値		
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/Ｌ以下	0.001mg/Ｌ以下	0.01mg/Ｌ以下
生物特A	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/Ｌ以下	0.0007mg/Ｌ以下	0.06mg/Ｌ以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

エ

項目／類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4 mg/L以下
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3 mg/L以下
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2 mg/L以下
測定方法		第１の２の(２)により水域類型ごとに指定する水域

備考

1　基準値は、日間平均値とする
2　底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

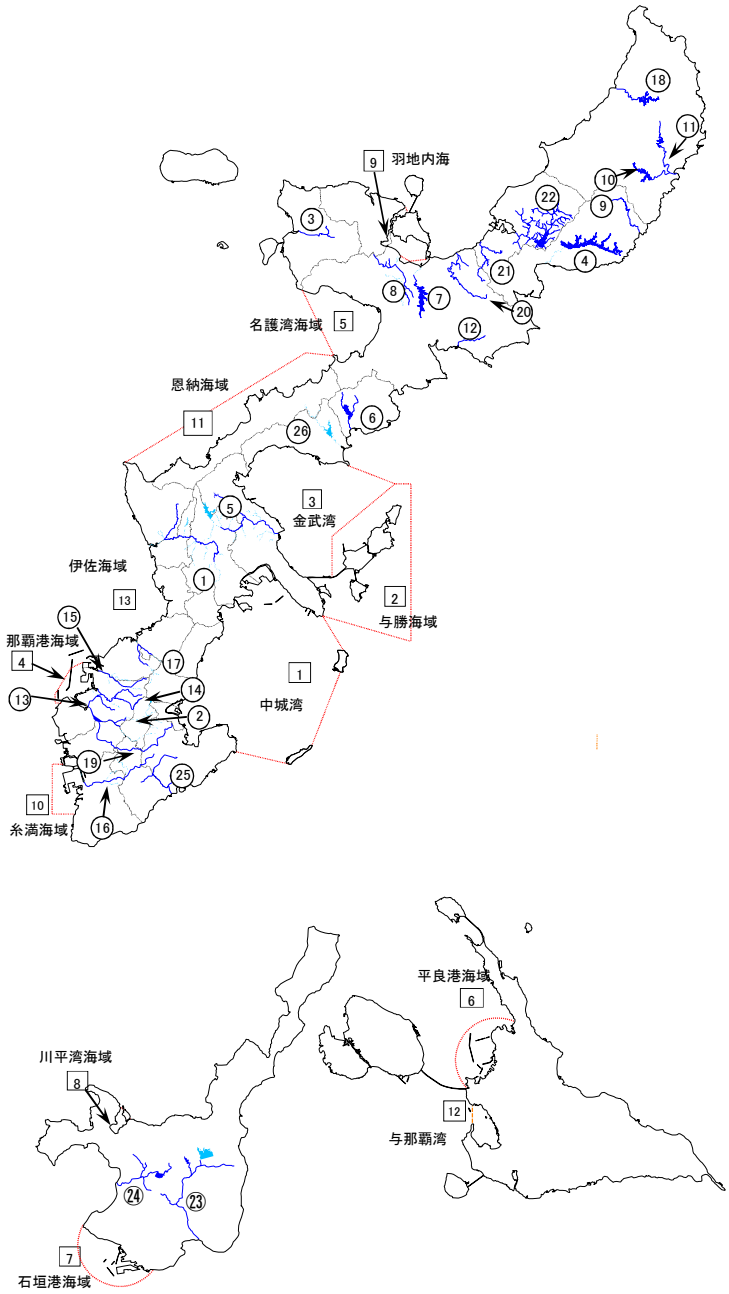

河川			
河川No.	水域名	類型	指定年月日
①	比謝川（1）	B	S49.3.4
	〃　（3）	C	
②	国場川（1）	C	S49.3.4
	〃　（2）	E	
③	満名川（1）	A	S50.3.6
	〃　（2）	A	
④	福地川	A	S50.3.6
⑤	天願川（1）	B	S50.9.18
	〃　（2）	B	
⑥	漢那川	A	S51.3.18
⑦	羽地大川	A	S51.3.18
⑧	我部祖河川（1）	A	S51.3.18
	〃　（2）	A	
	〃　（3）	A	
⑨	新川川（1）	A	S52.4.25
	〃　（2）	A	
⑩	安波川（1）	A	S52.4.25
	〃　（2）	A	
⑪	普久川（1）	A	S52.4.25
	〃　（2）	A	
⑫	汀間川（1）	A	S52.4.25
	〃　（2）	A	
⑬	久茂地川	C	S53.5.15
⑭	安里川	D	S53.5.15
⑮	安謝川	C	S53.5.15
⑯	報得川	E	S54.4.9
⑰	牧港川	C	S55.6.12
⑱	辺野喜川	A	S57.7.12
⑲	饒波川	D	S58.7.21
⑳	源河川	A	S63.3.25
㉑	平南川	A	H1.4.25
㉒	大保川	A	H1.4.25
㉓	宮良川	A	H2.1.16
㉔	名蔵川	A	H2.1.16
㉕	雄樋川	D	H9.2.28
㉖	億首川	－	－

海域			
海域No.	水域名	類型	指定年月日
1	中城湾	A	S50.3.6
2	与勝海域	A	S50.3.6
3	金武湾	A	S50.3.6
4	那覇港海域	A	S51.3.18
5	名護湾海域	A	S51.3.18
6	平良港海域	A	S52.4.25
7	石垣港海域	A	S52.4.25
8	川平湾海域	A	S52.4.25
9	羽地内海（1）	B	S57.6.3
	〃　（2）	A	
10	糸満海域	A	S60.9.13
11	恩納海域	A	H6.4.22
12	与那覇湾	－	－
13	伊佐海域	－	－

(1)河川

河川No.	河川名	水域No.	環境基準類型指定水域名	類型	（旧類型）	水域の範囲	達成期間※	利用目的	環境基準点	指定年月日	当初指定年月日
1	比謝川	1	比謝川(1)	B		比謝橋下流のえん堤から与那原川合流点までと長田川	ロ	上水道用水	比謝川取水ポンプ場	H16.3.30	S49.3.4
		3	比謝川(3)	C	D	与那原川合流点から上流とハンザ川の昭和橋まで	イ	工業用水	与那原川合流点		
2	国場川	4	国場川(1)	C		明治橋から真玉橋まで	ロ	工業用水	那覇大橋		S49.3.4
		5	国場川(2)	E		真玉橋から上流の一日橋までと長堂川の翔南製糖取水せきまで	ハ	環境保全	真玉橋		
3	満名川	6	満名川(1)	A	B	伊野波川合流点から渡久地橋まで	イ	その他	渡久地橋		S50.3.6
		7	満名川(2)	A		伊野波川合流点から上流	ロ	農業用水	伊野波川合流点		
4	福地川	8	福地川	A		福地ダム及び福地川上流	イ	上水道用水	福地ダム		S50.3.6
5	天願川	9	天願川(1)	B	C	川崎ポンプ場えん堤から河口まで	イ	工業農業用水	河口(港原橋)		S50.9.18
		10	天願川(2)	B		川崎ポンプ場えん堤より上流と川崎川上流カニカラン川合流点まで	ロ	上水道用水	合流点下流100m(御山ぬ橋)		
6	漢那川	11	漢那川	A		沖縄県企業局取水場跡から上流	イ	水道用水	漢那ダム		S51.3.18
7	羽地大川	12	羽地大川	A		川上橋下せきから上流	イ	水道農業用水	名護市取水点		S51.3.18
8	我部祖河川	13	我部祖河川(1)	A		喜知留川合流点から上流	イ	水道用水	石橋		S51.3.18
		14	我部祖河川(2)	A	D	喜知留川合流点から下流の奈佐田川合流点まで	イ	農業用水	奈佐田川合流点から上流100m		
		15	我部祖河川(3)	A		奈佐田川全域	ロ	水道用水	奈佐田川合流点から支川上流100m		
9	新川川	16	新川川(1)	A		河口から新川ダムまで	イ	上水道用水	下流の高江橋		S52.4.25
		17	新川川(2)	A		新川ダムから上流	イ	水道用水	新川ダム		
10	安波川	18	安波川(1)	A	B	河口から安波小中学校後方えん堤まで	イ	環境保全	安波大橋		S52.4.25
		19	安波川(2)	A		安波小中学校後方えん堤から上流	イ	自然環境保全	安波小中校後方		
11	普久川	20	普久川(1)	A	B	安波川合流点から御拝橋上流400mの沢まで	イ	環境保全	御拝橋		S52.4.25
		21	普久川(2)	A		御拝橋上流400mの沢から上流	イ	水道用水	御拝橋上流420mの沢		
12	汀間川	22	汀間川(1)	A	B	河口から三原小学校前えん堤まで	イ	環境保全	嘉手苅橋から上流200m		S52.4.25
		23	汀間川(2)	A		三原小学校前えん堤から上流	イ	水道用水	三原小中学校前堰堤上流50mの橋		
13	久茂地川	24	久茂地川	C	E	全域	イ	環境保全	泉崎橋		S53.3.15
14	安里川	25	安里川	D	E	全域	イ	環境保全	安里新橋		S53.3.15
15	安謝川	26	安謝川	C	E	全域	イ	環境保全	安謝橋		S53.3.15
16	報得川	27	報得川	E		川尻橋から上流	ロ	環境保全	水位計設置点		S54.4.9
17	牧港川	28	牧港川	C		宇地泊川合流点から上流の陽迎橋までと支川宇地泊川の比屋良川橋まで	イ	環境保全	境橋上流50m 大謝名橋上流200m		S55.6.12
18	辺野喜川	29	辺野喜川	A		辺野喜橋から上流	イ	水道用水	辺野喜橋		S57.7.12
19	饒波川	30	饒波川	D		全域	ハ	農業用水	石火矢橋		S58.7.21
20	源河川	31	源河川	A		全域（支川も含む。）	イ	水道用水	取水場		S63.3.25
21	平南川	32	平南川	A		全域（支川も含む。）	イ	水道用水	アザカ橋下流30m		H1.4.25
22	大保川	33	大保川	A	B	大保大橋から上流全域（支川も含む。）	イ	水道用水	田港橋		H1.4.25
23	宮良川	34	宮良川	A		支川を含む全域（底原ダムを除く。）	イ	水道用水	平喜名橋		H2.1.16
24	名蔵川	35	名蔵川	A		支川を含む全域	イ	水道用水	石糖取水場前		H2.1.16
25	雄樋川	36	雄樋川	D		全域（支流も含む。）	ロ	農業用水 環境保全	前川(前川橋) 石川橋		H9.2.28

〇平成15年度末に全河川について当初の類型指定を廃止し、平成16年度から新たに類型を指定した。
　水域名に下線を付けて示した水域は、その際に上位の類型に見直しを行った水域である。
※平成25年3月12日、比謝川の水域類型指定改正。比謝川(2)を廃止し、比謝川(1)及び比謝川(3)の2水域の指定に改正。
※達成期間の欄中「イ」が直ちに達成することを示し、「ロ」は、5年以内に可及的速やかに達成することを示し、「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成することを示す。

(2) 海域

海域No.	水域No.	環境基準類型指定水域名		類型	水域の範囲	達成期間※	利用目的	環境基準点	指定年月日
1	1	中城湾		A	勝連半島から南部知念半島に至る沿岸と沖合の離島久高島、津堅島に囲まれた全域	イ	水産資源 水浴	当添海岸 北緯26° 11′ 東経127° 47′	S50.3.6
								湾内2 北緯26° 16′ 東経127° 50′	
								湾内3 北緯26° 12′ 東経127° 50′	
2	2	与勝海域		A	勝連崎、北緯26° 16′ 東経128° 01′ 、北緯26° 25′ 東経128° 01′ 、北緯26° 25′ 東経128° 、北緯26° 22′ 東経127° 56′ 、東経127° 56′ ・海中道路との交差点を結ぶ線と海中道路、勝連半島に囲まれた全域	イ	水産資源 水浴	埋立地西海岸 北緯26° 22′ 東経127° 57′	S50.3.6
3	3	金武湾		A	海中道路、海中道路・東経127° 56′ 、北緯26° 22′ 東経127° 56′ 、北緯26° 25′ 東経128° の各点と金武岬を結ぶ線とその沿岸に囲まれた全域	イ	水産資源 水浴	天願川河口地先 北緯26° 22′ 東経127° 53′	S50.3.6
								石川ビーチ沖 北緯26° 25′ 東経127° 50′ 30″	
								湾口中央 北緯26° 25′ 東経127° 58′	
4	4	那覇港海域		A	安謝埋立地北側先端、北緯26° 14′ 30″ 東経127° 39′ 30″ （自謝加瀬）、北緯26° 13′ 東経127° 38′ 30″ （浅ノ瀬）、北緯26° 12′ 30″ 東経127° 38′ 30″ （儀間ノ瀬）、北緯26° 12′ 30″ ・陸地との交差点の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	ロ	港湾 水産資源	那覇港沖 北緯26° 13′ 15″ 東経127° 39′ 25″	S51.3.18
								那覇港内 北緯26° 12′ 20″ 東経127° 40′ 20″	
								那覇新港入口 北緯26° 13′ 50″ 東経127° 40′ 45″	
								泊港内 北緯26° 13′ 15″ 東経127° 41′ 05″	
								自謝加瀬東 北緯26° 14′ 30″ 東経127° 39′ 45″	
5	5	名護湾海域		A	部瀬名岬と名護市と本部町の境界を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	イ	水産資源	名護海岸 北緯26° 35′ 00″ 東経127° 58′ 30″	S51.3.18
								湾内 北緯26° 34′ 00″ 東経127° 57′ 00″	
								部間海岸 北緯26° 36′ 00″ 東経127° 54′	
6	6	宮古海域	平良港海域	A	北緯24度48分48秒、東経125度17分を中心とする半径3.5kmの円内の海域	ロ	港湾 水産資源 水浴	第3埠頭北端から北へ300m 北緯24° 48′ 25″ 東経125° 16′ 34″	S52.4.25
7	7	八重山海域	石垣港海域	A	川ﾊﾞﾅ三角点（北緯24度20分48秒、東経124度8分52秒）から方位角253度10分の向きに距離420mの地点を中心とする半径3.8kmの円内の海域	ロ	港湾 水産資源 水浴	浜崎地区南埠頭埋立予定地から西へ300m 北緯24° 20′ 03″ 東経124° 08′ 38″	S52.4.25
8	8		川平湾海域	A	点イと点ロを結ぶ直線、点ハと基点2を結ぶ直線及びその沿岸に囲まれた海域	イ	水産資源	小島南先端と双葉地先を結ぶ線上の中心点 北緯24° 27′ 00″ 東経124° 08′ 50″	S52.4.25

海域No.	水域No.	環境基準類型指定水域名		類型	水域の範囲	達成期間※	利用目的	環境基準点	指定年月日
9	9	羽地内海	羽地内海（1）	B	沖縄本島沿岸、奥武橋、奥武島沿岸、直線A1及び直線A2に囲まれた区域	ロ	水産資源	仲尾次漁港西埠頭から北西100m 北緯26° 37′ 30″ 東経128° 01′ 40″	S57.6.3
								呉我船揚場から北400m 北緯26° 37′ 45″ 東経128° 00′ 30″	
	10		羽地内海（2）	A	沖縄本島沿岸、直線A1、直線A2、奥武島、屋我地大橋、屋我地島沿岸及び直線Bに囲まれた区域	イ	水産資源	羽地内海中央 北緯26° 38′ 40″ 東経128° 00′ 45″	S57.6.3
								内海北水路南端 北緯26° 39′ 25″ 東経127° 59′ 40″	
10	11	糸満海域		A	北緯26° 09′ 00″ 東経127° 40′ 11″、北緯26° 09′ 00″ 東経127° 38′ 23″、北緯26° 06′ 09″ 東経127° 38′ 23″、北緯26° 06′ 09″ 東経127° 39′ 49″ の各点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	イ	港湾 水産資源	糸満漁港 北緯26° 07′ 33″ 東経127° 39′ 38″	S60.9.13
								糸満漁港沖 北緯26° 07′ 24″ 東経127° 39′ 00″	
								岡波岩東 北緯26° 08′ 15″ 東経127° 38′ 40″	
11	12	恩納海域		A	読谷村残波岬の北端、北緯26° 32′ 29″ 東経127° 54′ 23″ の点、名護市部瀬名岬の西端の各地点を結ぶ線とその沿岸に囲まれた海域	イ	水産資源 水浴	伊武部海岸地先 北緯26° 31′ 30″ 東経127° 55′ 42″	H6.4.22
								恩納漁港地先 北緯26° 30′ 00″ 東経127° 51′ 26″	
								冨着海岸地先 北緯26° 27′ 08″ 東経127° 48′ 38″	
								長浜海岸地先 北緯26° 25′ 21″ 東経127° 44′ 26″	

（備考）

1．類型の欄のA,B,C,D及びEとは、河川に係るものにあっては昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号別表2の1の(1)アの河川の表（p-14）、海域に係るものにあっては同告示別表2の2アの表（p-15）の類型をさす。

2．川平湾海域の基点及び点の位置

基点1　石垣市字川平地先　俗称　チヤバンチキ離
基点2　石垣市大字川平小字仲筋1131-8地先の岩
点イ　基点1から123度9分412mの点
点ロ　基点1から304度1分25mの点
点ハ　基点2から352度36分42mの点

3．羽地内海の直線

「直線A1」とは奥武島南端から東経128度00分55秒と沖縄本島沿岸との交点（点イ）に引いた直線。
「直線A2」とは点イから北緯26度38分と沖縄本島沿岸との交点に引いた直線。
「直線B」とは点イから北緯26度40分45秒と沖縄本島沿岸との交点と東経128度00分43秒と屋我地島との交点を結ぶ直線。

※ 達成期間の欄中「イ」は、直ちに達成することを示し、「ロ」は、5年以内に可及的速やかに達成することを示し、「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成することを示す。

（注）類型指定時は日本測地系が使用されていたことから、上記の座標は全て日本測地系で記載している。
測地系の変換はこちら→　http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/tky2jgd/main.html